

平成18年度



冬期労働災害防止運動 展開中!

運動期間:平成18年11月1日～平成19年3月31日



歩行中の転倒・除排雪中の墜落・
車両運転中の交通事故などに注意!!

主要実施事項

- | | |
|---------------------|------------------|
| ○作業場所と通路の除排雪の実施 | ○ゆとりのある車両運行計画の作成 |
| ○出入口・車両乗降場所の融雪の実施 | ○作業開始前の体操の実施 |
| ○屋根の雪降ろしは安全帯を使用する | ○健康チェックの実施 |
| ○除雪機のトラブル時はエンジンを止める | ○火気使用場所への消火器設置 |
| ○悪天候時の作業中止 | ○燃焼ガス発生場所の換気の実施 |

青森労働局

※次頁のチェックリストを活用下さい。

◆冬期労働災害防止のためのチェックリスト◆

あなたの事業場では、この冬の労働災害防止対策は万全ですか？

この自主点検表は、冬期労働災害防止のための主要な項目を挙げたものです。各事業場においては、厳しい冬を迎えるに当たり、施設や安全衛生活動等をもう一度見直し、改善すべきところは直ちに対策を講じましょう！

1. 転倒災害の防止

※該当する□（はい・いいえ）にチェックして下さい。

	はい	いいえ
・主要な通路、作業場の除排雪は十分ですか。	☐	☐
・建物の出入口、車両乗降場所等凍結しやすい場所の融雪等の措置は十分ですか。	☐	☐
・滑りにくい履物を着用していますか。	☐	☐

2. 屋根の雪降ろし作業による墜落災害の防止

	はい	いいえ
・ヘルメットを着用し、安全帯を使用していますか。	☐	☐
・梯子は安全な位置に設置し、固定は十分ですか。	☐	☐
・地上に監視人を配置していますか。	☐	☐

3. 除雪作業による災害の防止

(1) 除雪機	はい	いいえ
・除雪機の取扱者に安全な使用方法等を教育していますか。	☐	☐
（注意：機械の種類によりライセンスが必要な場合があります）		
・機械のトラブル（氷が詰まるなど）時にエンジン停止を徹底していますか。	☐	☐
・路肩に近接して作業する際に、誘導員を配置したり目印を表示していますか。	☐	☐
(2) 人力による除雪		
・無理な姿勢や体力以上のものを持ち上げないように徹底していますか。	☐	☐

4. 交通労働災害の防止

	はい	いいえ
・早めにタイヤ交換、早めの点灯運転を実施していますか。	☐	☐
・余裕を持った車両の運行計画を立てていますか。	☐	☐
・当日の気象状況や道路状況を把握し周知していますか。	☐	☐
・滑りやすい場所での乗降車を選けるようにしていますか。	☐	☐

5. 火災の防止

	はい	いいえ
・火気使用場所に消火器を設置していますか。	☐	☐
・終業時に消火状況を確認していますか。	☐	☐

6. 中毒の防止

	はい	いいえ
・暖房としてレンタンの使用を禁止していますか。	☐	☐
・火気使用場所の換気は十分ですか。	☐	☐
・一酸化炭素中毒の危険のある場所を立入禁止していますか。	☐	☐

7. 健康対策

	はい	いいえ
・ミーティングの際に健康状態を確認していますか。	☐	☐
・ミーティングの際に防寒衣などの着用状況を確認していますか。	☐	☐
（注意：防寒衣の裾が縮まっていると、機械操作のミスを誘発します）		
・ラジオ体操など準備運動を実施していますか。	☐	☐
・屋内作業場所に適切な暖房設備を設けていますか。	☐	☐
・救急用具（必要に応じて担架）は常備していますか。	☐	☐

＊「はい」の項目はいくつありましたか？「いいえ」の項目は早急に改善しましょう！

男女雇用機会均等法が変わります！

お・知・ら・せ

★平成18年6月15日、男女雇用機会均等法及び労働基準法の一部を改正する法案が衆議院本会議において可決、成立いたしました。**平成19年4月1日からの施行**です。

★改正のポイントは、次のとおりです。（詳細については、厚生労働省令及び指針で定めています）

1 男女雇用機会均等法関係

(1) 性別を理由とする差別の禁止

- ①「女性であることを理由とする差別的取扱いの禁止」を、「男女双方に対する差別の禁止」とする。
- ②差別的取扱いを禁止する雇用の分野の明確化、追加（降格、退職勧奨等）。

(2) 性別以外の事由が要件ではあるが、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある一定の措置（間接差別）を禁止の対象とする旨新設。

(3) 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

- ①解雇以外の不利益取扱いについても禁止することを明示。
- ②妊娠・出産の解雇は、事業主が妊娠、出産等を理由とする解雇でないことを証明しない限り、無効とする旨新設。

(4) 女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）を行う事業主が、その状況を開示する際に国が援助できる旨追加。

(5) 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策

- ①男性に対するセクシュアルハラスメントも防止対策の対象とする。
- ②従来の事業主の配慮義務を、防止のための措置義務とする。

(6) 男女雇用機会均等対策の実効性の確保

- ①上記（1）～（3）及びセクシュアルハラスメント、母性健康管理についても、均等法上の紛争解決援助、調停及び企業名公表の対象となる旨明示。
- ②事業主が、均等法に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、過料に処する旨を新設。

2 労働基準法関係

女性の坑内労働規制の緩和

→妊娠婦及び厚生労働省令で定める業務を除き、女性労働者が坑内労働に従事できるよう、規制を緩和。

◆お問い合わせは、青森労働局雇用均等室 までどうぞ。
(TEL 017-734-4211、FAX 017-777-7696)

青森県の最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 610円 (平成18年10月1日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 なお、下記の4業種は該当する産業別最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
鉄鋼業 時間額 730円 (平成18年12月21日発効)	鉄鋼業 ただし、高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 時間額 672円 (平成18年12月21日発効)	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業 ただし、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)及び電子計算機・同附属装置製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者 (4) 清掃、片付け、随い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者
各種商品小売業 時間額 667円 (平成18年12月21日発効)	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所)	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
自動車小売業 時間額 705円 (平成18年12月21日発効)	自動車(新車)小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業 ただし、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後3月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者

《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当／通勤手当／家族手当／臨時に支払われる賃金／1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)／時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/>) でもご覧いただけます。